

# 公の施設使用料の改定について

## 1 見直しの基本的な考え方

公の施設使用料について、「受益者負担の原則」に基づき、施設を利用する人と利用しない人が納得できるように、明確で統一的な算定基準を設けるとともに減額・免除制度については、適正な運用に改める。

このことにより、税配分の公平性を確保する。

## 2 見直しの内容

**料金改定を行う施設(148の会議室等)のうち約7割の料金が下がることとなり、施設の利用促進が図られる。**

**各施設について広く市民に利用してもらうこと及び負担の公平性を確保するため、減額・免除制度を適正な運用に改める。**

**高校生以下の健全な団体活動を支援するため、通常料金の半額の料金を設定する。**

減額・免除制度が適用されなくなる利用者にとっては負担増となるが、負担を求める経費を明確化・限定化したことにより、多くの料金が下がり、利用者の負担が軽減されることになる。

市民が納得する見直しの実現！

### (1) 使用料算定基準の策定

公の施設にかかる費用のうち施設利用者に求める経費を明確にし、統一的な算定基準を策定。

使用料 = 算定基準額 × 負担割合

- ・算定基準額：利用者に負担を求める経費で、施設の維持管理経費や総務管理経費等
- ・負担割合：施設の種類や性質に応じて、利用者に負担してもらう割合

利用者に負担を求める経費として、公の施設における日常的な運営に必要な費用に限定し、施設の整備に要する費用については、公費負担とした。

#### < 受益者負担の範囲 >

- ・維持管理費（施設の光熱水費、清掃委託料等）
- ・臨時職員の経費（施設の維持管理、貸出業務等に係る部分）

#### < 公費で負担する範囲 >

- ・用地取得費
- ・施設建設費（減価償却費）
- ・大規模修繕費
- ・イベント実施費

### (2) 対象施設について

市民会館等の会議室・ホール、公民館及びコミュニティセンター等の地域集会施設の料金を改定（引上げ・引下げ等）するとともに、青少年センターについては、利用状況等を考慮の上、新たに一般利用は有料化する。

- ・30施設の内訳（改正14、有料化2、現行どおり2、対象外12）

### (3) 料金の改定状況について

各施設の料金については、148の区分のうち103区分の料金が引き下げとなるため、引上げや新たに有料化となる施設区分(会議室等)は、全体の20%にとどまり、料金収入全体においても約8%の引下げとなる。

- ・各料金148区分の内訳  
(引上げ22、有料化8、引下げ103、現行どおり15) 外に対象外58

### (4) 減額・免除制度の見直し

#### 基本方針

これまで減額・免除制度については、公の施設を利用する各種団体へ広範囲かつ画一的に適用してきたことから、本来負担されるべき使用料が適正に負担されていない状況にある。その減額部分は、広く市民全体の税金で賄われていることに鑑み、受益者負担の適正化を図る観点から原則廃止することとした上で、今後、制度の適用にあたっては、統一的な基準を定め、適正に運用する。

登録団体等へ5割・3割の減額の適用は廃止し、免除についてのみ厳正な審査の上適用する。

(例)平成21年度 公民館利用件数 28,602件  
(内)減免適用件数 27,627件 (減免適用率 97%)

#### 【見直しのイメージ(改定対象施設の件数の状況)】



#### 免除団体適用の考え方

新たな免除制度の運用にあたっては、次の基準を両方とも満たす団体に限り、新たに設置する「公の施設使用料免除団体審査会」において、該当施設ごとに厳正な審査を行い適用する。

#### 〔適用基準〕

- 行政との協働の観点から政策に沿った重点的な行政課題の解決に向けた役割を担う団体であること
- 団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致すること

#### 〔該当施設〕

施設名	重点的な行政課題
コミュニティセンター、公民館 いのち・愛・ゆめセンター	地域活動の推進
男女共生センター ローズWAM	男女共同参画社会の推進
消費生活センター	消費者の権利擁護
労働センター	労働者の権利擁護
教育センター	学校教育の充実
青少年センター	青少年の健全育成

\* 小中学校の運動場、体育館等の利用における免除等の取り扱いについても審査会において審査に付す。

### **審査の公正性、適正性及び透明性の確保に向けた取り組み**

- ( ) 「公の施設使用料免除団体審査会」設置条例を制定  
免除団体の審査の適正性及び公正性を確保するため、市民、学識経験者等の外部委員による審査会を設置する。
- ( ) 審査運用基準を規則・要綱で制定  
免除団体の審査適用基準を規則・要綱で定めるとともに、市民・団体等に公表し、透明性を確保する。

### **(5) 高校生以下の団体利用料金の設定**

高校生以下の健全な団体活動への支援を継続するため、スポーツ施設・文化施設とも高校生以下の者が主体となる活動に対しては、通常料金の半額程度の「高校生以下の団体利用料金」を設定する。

料金の適用については、「高校生以下の者が主体となる活動」「営利を目的とする活動でないこと」の判断基準を作成し適正に運用する。

#### **【高校生以下の者が団体に使用する料金の例】**

運動広場の運動場 1時間あたり 250円(大人 550円)  
公民館 会議室 全日 550円(大人 1,100円)

### **(6) 改定後の収入見込みについて**

増収見込額 約 2,800万円

<改定対象施設の使用料の試算(利用料金を含む使用料収入)>  
1億8,600万円 2億1,400万円

#### **【内訳】**

減免廃止 5,400万円・料金改正 2,600万円